

国道利第 2 4 号
国道環第 7 9 号
令和 2 年 11 月 25 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長
環境安全・防災課長

歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について

道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）が令和 2 年 5 月 27 日に公布され、同年 11 月 25 日から施行された。また、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号。以下「整備政令」という。）が同日から施行された。

改正後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項第 3 号の規定により、法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）であって、法第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき道路管理者が指定した歩行者利便増進道路（法第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設置されるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用許可については、いわゆる無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が設けられた。利便増進誘導区域の指定及び当該特例の運用については下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

第 1 利便増進誘導区域の指定

道路管理者は、以下により利便増進誘導区域を指定するものとする。

1 基本方針

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として、以下の要件を満たす場所を指定する。

なお、地域の実情等に応じて、既に実施されている交通規制により歩行者の円滑な通行が確保される道路や上空通路、地下通路、道路予定区域などの道路空間についても利便増進誘導区域として指定できるものとする。

(1) 歩行者の通行のための幅員の確保

ア 歩道に利便増進誘導区域を指定する場合

道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第11条第3項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上）を確保した上で、区域を指定するものとする。

イ 自転車歩行者道に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第10条の2第2項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、4m以上、その他の道路にあっては3m以上）を確保した上で、区域を指定するものとする。

ウ 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第39条第1項及び第40条第1項に規定する幅員（自転車歩行者専用道路については4m、歩行者専用道路については2m）を確保した上で、区域を指定するものとする。

(2) 占用許可に係る基準への適合

利便増進誘導区域の指定に際しては、占用が具体的に見込まれる歩行者利便増進施設等の占用許可に係る場所の基準に適合する場所を指定することにより、当該区域内における個々の占用許可の審査の合理化を図ることができることから、原則として、次に掲げる基準に適合する場所を指定するものとする。

ア 占用が見込まれる歩行者利便増進施設等が地面に接する場合には、その部分が車道以外の道路の部分であること。

車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

なお、地面に接する部分が歩道であるとき、その場所は歩道内の車道に近接する部分に限られないことに留意すること。

イ 交差点等の地上でないこと。

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上を利便増進誘導区域として指定

しないこととする。

ウ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等が利便増進誘導区域に含まれる場合には、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認めた場所であること。

エ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

2 警察署長との協議（法第 33 条第 3 項関係）

利便増進誘導区域の指定に当たっては、以下の書面を用い、事前に当該区域を管轄する警察署長に協議することとし、歩行者交通量の増加や歩行者動線の変化、歩行者と車両の交錯の増加に伴い必要となる交通事故防止策、歩行者利便増進施設等の設置に伴う道路使用許可への対応等、当該区域における道路交通への影響について調整することとする。

- ① 道路台帳の図面に利便増進誘導区域の範囲を示したものと及びその断面図等
- ② 歩行者交通量調査結果（歩道等の必要となる有効幅員を確認するため）
- ③ 利便増進誘導区域に指定する場所及び沿道等周辺の状況が分かる写真等の資料（車両出入口の配置や店舗等の立地状況を確認するため）
- ④ 想定される歩行者利便増進施設等及びその配置イメージを示した資料

3 指定の公示（法第 33 条第 4 項関係）

道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を公示するものとし、別添の利便増進誘導区域公示例により事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを行うものとする。公示期間は、原則として、公示の日の翌日から 30 日間とする。

利便増進誘導区域の変更又は解除に伴う公示手続も同様とする。

第 2 歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱い

歩行者利便増進施設等の道路占用については、次のとおり取り扱うこととする。

1 通則

(1) 歩行者利便増進施設等

整備政令による改正後の道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 16 条の 2 の規定により、歩行者利便増進施設等は、法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、次のものをいう。

なお、アからオまでに掲げる工作物、物件又は施設のうち、カ(ア)及び(ウ)に該当しないものであっても、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられることは妨げられるものではないことに留意すること。

- ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下「景観形成広告塔等」という。）
- イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの（以下「ベンチ等」という。）
- ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの（以下「標識等」という。）
- エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）
- オ 令第 11 条の 10 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの（以下、単に「自転車駐車器具」という。）
- カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの（以下「イベント施設等」という。）
 - (ア) 広告塔その他これに類する工作物
 - (イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設（以下「露店等」という。）
 - (ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(2) 方針

歩行者利便増進施設等を設置するための道路占用で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

ア 利便増進誘導区域内に設けられるものであること。

イ 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられること。

ウ 法第 33 条第 1 項の政令（第 9 条から第 16 条まで）で定める基準に適合すること。

なお、歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域外における道路の占用及び利便増進誘導区域内の歩行者利便増進施設等以外のための道路の占用については、一般的な道路の占用として取り扱われ、これが妨げられるものではないことに留意すること。

2 歩行者利便増進施設等の占用許可に係る基準

道路管理者は、歩行者利便増進施設等の占用許可申請を受けた場合、原則として、次に掲げる基準に適合することを確認した上で、許可の適否を判断するものとする。

(1) 占用の場所（令第 10 条、第 11 条の 7 及び第 11 条の 10 関係）

第 1 の 1 (2) に掲げる基準に適合する場所を利便増進誘導区域に指定することにより、歩行者利便増進施設等が利便増進誘導区域内に設けられることが確

認められれば、これらの基準を満たすものと取り扱うことができるものである。

したがって、歩行者利便増進施設等の占用の場所については、利便増進誘導区域内であることを確認した上で、次のとおり取り扱うこととする。

ア 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

歩行者利便増進施設等（看板、ひさし等）を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させることとする。

イ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等に食事施設等及び露店等を設置する場合は、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占有者に疎明させること。

なお、上空通路、地下通路等は、本来、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するため占用が認められるものであり、食事施設等及び露店等を通路等の内部に二次占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占有することまで認めるものではない。

(2) 構造（令第12条関係）

歩行者利便増進施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

歩行者利便増進施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、歩行者利便増進施設等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。景観形成広告塔等については、音声を用いたものではないこと。

イ 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

歩行者利便増進施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

ウ 維持、更新等の作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

エ 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等並びにイベント施設等のうち広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチ（以下「イベント用広告塔等」という。）については、歩行者が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

オ 景観形成広告塔等及びイベント用広告塔等については、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。

車道寄りの場所に設置する場合、表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導

して脇見運転を惹起させるものではないこと。

カ 食事施設等及びイベント施設等については、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

次に掲げる事項に該当する食事施設等及びイベント施設等の占用は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(3) 占用主体

歩行者利便増進施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び歩行者利便増進施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体になることができないものとする。

(4) 占用許可の条件

歩行者利便増進施設等の占用許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

ア 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

イ 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等及び広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと

ウ 食事施設等及び露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(5) その他

歩行者利便増進施設等の占用の許可を行うに当たっては、次の点に留意することとする（ア及びイにあつては、食事施設等及び露店等の場合に限る。）。

ア 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

イ 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

ウ 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管

理がなされるものであること。

3 一般的な占有許可基準の適用除外

歩行者利便増進施設等の占有許可に当たっては、それぞれ次に掲げる通知の規定は適用しないこととする。

(1) 景観形成広告塔等

「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省政発第52号)別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準」(以下「路上広告物等の占有許可基準」という。)のうち、第4(2)及び(3)イ(高架構造(横断歩道橋を含む。))に限る。)、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。))並びに第7(3)及び(4)

(2) ベンチ等

「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成6年6月30日付け建設省政発第32号)のうち、記I2(2)及び4(1)並びにII2(2)、3(4)、4(1)及び5

(3) 標識等

路上広告物等の占有許可基準のうち、第4(2)並びに(3)イ、へ(橋(長さ20m以下のものを除く。))及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内に限る。))及びト(踏切道の前後それぞれ10mの区域内に限る。))、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。))並びに第7(3)及び(4)

(4) 食事施設等

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日付け国道利発第20号)別紙「食事施設等の占有許可基準等について」のうち、2(1)、5及び7(3)

(5) 自転車駐車器具

「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日付け国道利第31号)別紙「自転車、原動機付自転車、二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有許可基準」のうち、1、2及び3(1)イ

(6) 広告塔等

路上広告物等の占有許可基準のうち、第4(2)並びに(3)イ(高架構造(横断歩道橋を含む。))に限る。))及びへ(橋(長さ20m以下のものを除く。))及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内に限る。))、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。))並びに第7(3)及び(4)

4 占有料の取扱い

歩行者利便増進施設等の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力(占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給

など)が行われる場合にあつては、政令で定める占用料の額の90%を減額するものとする。ただし、この減額率を適用する場合には、別に定める減額率は適用しない。

【別添】
年 月 日

(道路管理者)

利便増進誘導区域の指定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和〇年〇月〇日から、30 日間一般の縦覧に供する。

記

1. 利便増進誘導区域の指定日
2. 道路の種類及び路線名
3. 利便増進誘導区域として指定する場所（別紙参照）
4. 図面縦覧場所

（記載要領）

- 1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。
- 2 利便増進誘導区域として指定する場所を、都道府県、市区町村及び地番等のみによっては正確に記載しがたいときは、別紙として付す図面の着色した範囲等により示すものとする。